平成２７年（フ）第３８０号
東京都西東京市柳沢３丁目１番11号コーポ山中Ⅱ102号
債務者　中島ユミ子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４９号
長崎県佐世保市新田町274番地７　西村アパート１号室、前住所長崎県佐世保市千尽町11番24号
債務者　片山　秀夫
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
長崎県佐世保市新田町274番地７　西村アパート１号室、前住所長崎県佐世保市日野町2215番地
債務者　片山まゆみ（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
長崎県佐世保市花高１丁目５番４―501号
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
長崎県佐世保市花高４丁目28番８号　ラ・メゾン山口Ⅲ202号室、前住所長崎県佐世保市島瀬町２番１号　フェリーチェ島瀬204号室
債務者　古川　靖彦
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
静岡県浜松市西区大平台３丁目33番４号　やまぶんＡ号室、前住所静岡県袋井市山科3535番地の７
債務者　松本美惠子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
東京都昭島市松原町１丁目12番１―210号
債務者　池本　貴浩
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３０６号
東京都多摩市永山３丁目22番地の１ガーデンホーム多摩永山102
債務者　斎藤　千佳
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１４号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番３―23号　道住82Ｒ３―23
債務者　米山　美紀
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２１号
北海道旭川市豊岡２条４丁目５番４号　ひまわりハイツ201号室
債務者　濱田　忠義
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２５号
北海道上川郡当麻町中央３区
債務者　村北　琴恵
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２８号
北海道旭川市神楽４条２丁目２番15号　リベライン神楽202号室
債務者　藤永真奈美
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７６号
東京都調布市国領町１丁目13番地10クラッサ調布103
債務者　桃井　舞子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６３８号
横浜市戸塚区上倉田町1805番地９
債務者　手塚久美子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９５号
横浜市青葉区市ケ尾町1481番地１　ハイブリッジⅡ―103
債務者　加瀬　宣弘
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部